

19世紀末から20世紀初頭における ジュネーヴとサヴォワの家畜取引

尾崎 麻弥子

はじめに

本稿の目的は、19世紀末から20世紀初頭までのスイスのジュネーヴと、フランスのサヴォワ地方北部との間の家畜取引に関していくつかの史料をもとに検討することである。

都市ジュネーヴは中世においては大都市において商業的に繁栄し、近世・近代においてはインド更紗の捺染・時計の生産などで栄えた手工業都市であった。ジュネーヴはこうした遠隔地商業に用いられる商業の流通・さらに金融を通してヨーロッパ内外に対して経済的な影響力をもっていた。

こうした都市に農産物を供給する後背地（ヒンターラント）として、近隣のヴォー地方、サヴォワ地方、ジェクス地方があった。

サヴォワ地方は、15世紀にサヴォワ伯領からサヴォワ公国へと昇格し、1720年にサルデーニャ王国となったが、その間の政治的支配者は「サヴォワ家」であった。サヴォワ家はたびたびジュネーヴ侵略の野望を抱き、1602年にジュネーヴを奇襲するいわゆる「はしご作戦」をおこなったが失敗し、翌年のサン＝ジュリアン条約で正式な境界が確定した。サヴォワ地方は1792年に南部がフランス革命勢力に併合されモン＝ブラン県となり、北部はジュネーヴとともに1798年に併合されて1814年までレマン県となった。ウィーン会議に伴う諸条約の際にサヴォワ地方はサルデーニャ王国に復帰し、ジュネーヴはその後スイス盟約者団に参加した。またサヴォワ地方はその後、イタリア統一をめぐるサルデーニャ王国の政策によりフランスに併合されることが決められ、国民投票を経て1860年にフランスに併合され、オート＝サヴォワ県、サヴォワ県となった¹⁾。

次に宗教について述べる。都市国家ジュネーヴは宗教改革の受け入れ以来カルヴァン派プロテスタントの中心地であり、ヨーロッパ各地からプロテスタント系移入民が流入していた。サヴォワ地方はそうした宗教改革の波を受けたが、カトリックのままとどまり、かつてジュネーヴにあった司教座はアヌシーへ移された。こうした意味で、ジュネーヴとサヴォワとの文化的

1) 拙稿「19世紀におけるスイス・フランス国境地域のナショナル・アイデンティティと経済的実体」
内田日出海・谷沢毅・松村岳志編『地域と越境 「共生」の社会経済史』春風社、2014年、136ページ。

差異は宗教的な意味では非常に大きいといえる。しかし、その地の宗教がプロテスタントであるかカトリックであるかによって結果的に二つの国となったオランダとベルギーの例、また、北部にプロテスタントが多く南部にカトリックが多いドイツなどの例と異なり、のちのスイス連邦に属することになる諸地域のカトリックとプロテスタントの分布は非常に入り乱れてモザイク状になっている。このような状況の中で、近隣地域の経済的な交流が宗教上の問題によって妨げられることは、あまり現実的とは言えないものであったであろう²⁾。したがって、ジュネーヴとサヴォワおよびジェクスとの間での商取引に際して宗教上の問題はそれほど大きくなかったのではないかと考えられる。

都市ジュネーヴの食糧問題に関する先行研究は、18世紀に関するものがほとんどであった³⁾。いずれの研究もある程度ジュネーヴの食糧需要の状況とサヴォワ地方を中心とした周辺地域からの食糧調達の実態について述べているが、具体的な取引量などについては部分的なデータしか残されていない。また、19世紀以降に関する食糧問題を主題とする詳細な研究はほとんど存在しない⁴⁾。19世紀のジュネーヴと北サヴォワの食糧需給問題に関しては、1880年代に具体的に免税での取引が開始されることになる「関税フリー・ゾーン」との関係において知ることができる⁵⁾。「関税フリー・ゾーン」とは、ジュネーヴ周辺のジェクスおよび北サヴォワに定め

2) 拙稿「18世紀後半ジュネーヴ市の移入民における出身地・職業構成の転換と連続 アビタンの記録と滞在許可証の分析を中心として」『社会経済史学』71巻2号、2005年。そこで扱った事例では、宗教も言語も異なるドイツ語圏からジュネーヴに移住する移入民が多くみられた。

3) 代表的なものは17～18世紀ジュネーヴの穀物とパンの供給状況について検討した Wiedmer, Laurence, *Pain quotidien et pain de disette. Meuniers, boulangers et Etat nourricier à Genève (XVIIe-XVIIIe siècles)*, Genève, Editions Passé Présent S. A., 1993. および17～18世紀の都市ジュネーヴとその郊外との経済的な関係について分析した Piuz, Anne Marie, *A Genève et autour de Genève aux XVIIe et XVIIIe siècles. Etudes d'histoire économique*. Lausanne, Payot, 1985. また、18世紀のスイスフランス語圏とフランス東部との交易について検討した Radeff, Anne, *Du café dans le chaudron. Economie globale d'Ancien Régime. Suisse Occidentale, Franche Comté et Savoie*, Lausanne, Société d'histoire de la Suisse romande, 1996. などがある。

4) また、サヴォワ地方の農業に関する研究は、18世紀に関しては1738年の検地に関する研究である Bruchet, Max, *Notice sur l'ancien cadastre de Savoie*, Annecy, Archives departementales, 1896. および19世紀に関しては Montmayerur, J. B., *Notes de statistique Agricole*, Moutiers, Imprimerie de Charles Ducrey. などがあるが、史料・データ不足のため、19世紀までのサヴォワの農業の実態を把握するには不十分なものであった。

5) 関税フリー・ゾーンに関する研究は、Guichonnet, Paul, *La Savoie du nord et la Suisse. Neutralisation. Zones franches*. Chambéry, Société Savoissienne d'Histoire et Archéologie, 2001. (内田日出海・尾崎麻弥子共訳『フランス・スイス国境の政治経済史 越境, 中立, フリー・ゾーン』昭和堂, 2005年)がある。ギショネによる巻末の文献目録によると、フリー・ゾーンに関する書物は同時代であった19世紀末から20世紀に数多く出版されたが、歴史的な研究はあまり多くない。フリー・ゾーンの制度に関する歴史的な研究としては内田日出海「フランスのフリー・ゾーン (1): 制度的展開」、『成蹊大学経済学部論集』第37巻第1号, 17-47ページ, 2006年がある。

られた免税地域で、その地域からは一次製品の十数品目（食糧・燃料・建築材）がスイス⁶⁾に免税で輸入されることが認められていた⁷⁾。すなわち、オート＝サヴォワ県に存在したフリー・ゾーンとスイスとの農産物に関する取引についての分析をおこなうことによって、19世紀末から20世紀初頭における都市ジュネーヴと北サヴォワとの食糧需給関係についてある程度あきらかにすることができる。しかし、先行研究においては、貿易の細かい実態についてはあまり触れられておらず、不明な点が多い。

本稿では、まず、都市ジュネーヴの拡大・都市化の進展と家畜需要について述べ、つぎに当該時期のスイスとフランスとの関係について述べる。つぎにオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからジュネーヴへの家畜供給の状態を1893年のアンケートを中心に考察する。

1. ジュネーヴの拡大・都市化の進展と家畜需要

はじめに、カントン・ジュネーヴの成立の背景とその際に進展した都市化について述べる。

ウィーン会議後の領土変更を受けて飛び地の整理がおこなわれた。ジュネーヴには1815年にフランスより、現在のジュネーヴ郊外にあたるヴェルソワ、コレ＝ポシー、グラン＝サコネ、プレニー、ヴェルニエ、メイランの諸地域が割譲された。1816年にはサルデーニャ王国から、カルージュ⁸⁾を中心としたジュネーヴ周辺地域が割譲された。それに伴い、従来市外であったプティ＝サコネの一部が接合され、市街地も拡大した。

都市ジュネーヴ・郊外合わせての人口は1822年の51,113人から1910年には3倍近くの155,415人に達することとなる。市内の人口は1822年の24,879人から1910年の58,713人にと2倍以上に増加した。郊外の人口増加がもっとも多く1822年の6,920人から1910年には10倍近くの65,019人へと増加した。こうした人口増加は自然的なものではなく、スイスおよび外国からの流入が主な原因であった。1913年にはカントン・ジュネーヴ内ではスイス国籍をもつものは98,858人であったのに対して、外国籍のものは71,844人であり、スイス人と外国人の割合がかなり近づ

6) そのほとんどはジュネーヴで消費された。転売は厳しく制限されていた。

7) ジュネーヴとその周辺における関税フリー・ゾーンは4段階に分けて設立された。はじめにウィーン会議に引き続き、1815年の第二次パリ条約により、ジュネーヴの北側のジェクス地方からスイスへの免税での輸出を認める「ジェクス・ゾーン」が成立した。1816年に南側のサヴォワ地方（当時サルデーニャ王国領）で、カントン・ジュネーヴのごく隣接領域に「サルデーニャ・ゾーン」が成立した。1829年にはサヴォワ地方北東部でスイスのカントン・ヴァレーとの境界線上に存在した「サン＝ジャンゴルフ・ゾーン」が成立した。さらに、1860年のサヴォワ地方のフランスへの併合を契機に、アヌシー郡を除く北サヴォワ領域において「大ゾーン Grande Zone」（フランスへの併合の住民投票の際にこのゾーンの成立が取りざたされたため「併合ゾーン」とも呼ばれる）という広大な関税免除領域が成立した。ただし、この「大ゾーン」をスイスが正式に認めたのは1880年のことであり、本格的な免税での取引が始まったのは1881年の二国間協定が結ばれてからのことである。

8) サヴォワ公がジュネーヴに対抗して建設した小都市。現在はカントン・ジュネーヴに属する。

いていた。またプロテスタント74,513人に対してカトリック系住民が91,503人と、カトリック人口がプロテスタント人口を上回った。さらに、ジュネーヴの近隣地域であるアヌマス、サン＝ジュリアンといった小都市のジュネーヴに対するベットタウン化が進行し、人口増加がみられた。

このような人口増加の背景にはジュネーヴの主要産業であった時計産業の進展、さらにそれ以外の分野においても本格的な工業化の進展と第三次産業の成長、すなわち産業の高度化があったと考えられる。1888年にはすでにカントン・ジュネーヴ内の第二次産業従事者の全人口に対する割合第三次産業従事者は46.8%であり、すでに第二次産業従事者を上回っていた。1902年には第二次産業従事者が41.9%で、第三次産業従事者が49.6%とさらに第二次・第三次産業従事者の割合が高まっている。

このように、19世紀末から20世紀初頭のジュネーヴにおいては、都市化、人口拡大、産業の高度化の急速な進展がみられた。このような都市の拡大と人口増加は当然のことながら、食糧需要の増加をもたらしたと考えられる。

食糧需要を考えたときに第一に挙げられるのは穀物である。通常ジュネーヴにはサヴォワ、フランス、北イタリア、南ドイツなどの比較的近距离の諸地域から穀物の供給がおこなわれていた。しかしそれは収穫が良く地域の生産が都市の食糧需要を十分カバーできる場合においてであった。凶作の際、または飢饉の際には、ジュネーヴ当局は北ドイツやアフリカなど遠方から小麦を採さなければならなかった⁹⁾。

肉および乳製品に関しては、サヴォワ、ジェクス、ヴォー、フリブールが主な供給地であった。

表1は、1812年と1913年のジュネーヴの屠場¹⁰⁾で屠畜された家畜の数である。家畜の頭数の合計を比較すると1812年から1913年までに2.56倍にのびており、これは都市内の人口の拡大2.35倍に近いのび方となっているが、山羊・羊などと比べて体重の多い成牛や豚の増加率が高いことから、都市内部に限定して考えれば、1人あたりの肉の消費量に関しても19世紀初頭から20世紀初頭にかけて多少なりとも増加しているのではないかということが推察できる。

9) 大川四郎・岡村民夫編『国際都市ジュネーヴの歴史 宗教・思想・政治・経済』昭和堂、2018年、294-295ページ。

10) ジュネーヴ市はレマン湖とローヌ河を挟んで両岸に広がっていたが、屠場は湖畔もしくは川沿いに設置された。18世紀にはローヌの中州であるイール（島の意）と呼ばれる地域に屠場があり、そのすぐそばに食肉の卸売場が設置された。1814年にレマン湖畔に移された屠場は、1850年に再びイールの西端に移転させられたが、規模はずっと大きくなった。さらに1877年にローヌ河沿いで、市街地からほど近い郊外のジョンクシオンに移された。19世紀後半には郊外のカルージュにも小さな屠場が作られた。18～19世紀を通じて、ジュネーヴの屠場は周辺地域より技術がすぐれているとみなされており、その肉や皮がジュネーヴで消費される家畜のほとんどは生きたままジュネーヴへ運ばれていた。Wuarin, Louis, *Le mouvement économique, in 1814 1914 Genève Suisse. Le livre du Centenaire*, Genève, A. Jullien, 1914, pp.370-372.

表1 ジュネーヴ市で屠畜された家畜の数(頭)

家畜の種類	1812年(a)	1913年(b)	(b)/(a)
雄牛	1,592		
去勢された雄牛		100	3.57
去勢されていない雄牛		5,585	
牝牛	280	452	1.61
子牛	14,676	19,746	1.35
羊	17,541	26,190	1.49
山羊	100	17	0.17
豚	2,198	11,469	5.22
子羊		34,486	
子山羊	2,250	681	0.30
合計	38,637	98,726	2.56

(出典) : Wuarin, Louis, Le mouvement économique, in *1814-1914 Genève suisse. Le Livre du Centenaire*, Genève, A. Jullien, 1914, pp.370-372. より作成。

屠畜されている品目としては子牛と羊が多いことがわかる¹¹⁾。こうした食生活に関しては、1798年に初版が出版され1864年までに19版を重ねた『ジュネーヴの料理人』という書物に取り上げられているメニューから窺うことができる。1817年版のレシピのメニューに登場した主要な食材は牛肉(8回)、子牛肉(35回)、羊(14回)、子羊(4回)、豚(19回)、家禽(23回)、狩猟された鳥獣(30回)、野菜(55回)、卵(22回)、果物(38回)であった。家禽(鶏、鴨など)および狩猟された鳥獣(キジ、鹿など)は複数の種類の動物を一つの項目としていることを考えると、単一の種類としては子牛肉の料理のバリエーションがとりわけ多いことがわかる¹²⁾。

表1より1812年から1913年にかけての屠畜数の増加を品目別に比較してみると、豚の消費が非常にのびていることがわかる。詳しくは後述するが、1893年に豚に対する関税が引き上げられたことに対する豚肉販売業者の請願において、豚が労働者階級によって消費される食物であることが述べられている。従って、都市ジュネーヴにおける食肉の消費の中で、中・上層ブルジョワ階級向け商品の子牛、そして都市の拡大に伴い増加した労働者のための食材としての豚、

11) 詳しくは後述するが、オート＝サヴォワのフリー・ゾーンからスイスへ供給する羊は牛と比べてそれほど多いたとはいえない。一方、実数ではオート・サヴォワからの輸入よりも少なかったが、ジェクスからの家畜の輸入の中でもっとも多いのが羊であった。詳しくは表3を参照。

12) ただしこの料理書は「やや凝った料理やブルジョワの食卓を目指そうとする若い女性のため」に特に書かれたものであるとの断り書きがある。したがって一般庶民の食生活はより簡潔なものであったのではないかと考えられる。林正徳『ジュネーブの食卓 ルソーの時代の食料・農業・農村と食料安全保障』農林統計協会、2005年、36ページ。

という位置づけが存在していたのではないかと考えることができる。ただし、卸売り価格をみるかぎりでは、子牛と豚のキログラムあたり単価はあまり変わらなかった¹³⁾。それでも、牛と豚の肉に関しては、加工法・調理法の違いが存在したようである。1855年から85年におけるニヨン¹⁴⁾の農民に関する記述の中に、「豚はハムやベーコンにして食べるのが普通で、焼いた肉は特別の場合だけであった。(中略)牛肉は贅沢品で、中流以下の家庭では日曜日の夕食とかお祭りの日のためのごちそうに肉屋で買うものであった。」¹⁵⁾という一節がみられる。

以上のように、都市ジュネーヴは19世紀を通して領域・人口ともに拡大し、食肉の需要も増加した。そして都市で消費されていた食肉は牛、豚、羊であった。その中で、のちに確認するのとおり、本論文対象時期における、北サヴォワからの食糧調達の問題を考える上で重要な商品であった子牛は、伝統的に比較的多く消費されていたものであった。19世紀においては凝った料理のメニューのヴァリエーションが多く、子牛はやや贅沢品およびブルジョワ階級向けの食品であったことがわかり、その位置づけは19世紀に消費が拡大した、加工され下層民向けの食品として利用されていた豚とは異なっていた。

ジュネーヴ市はレマン湖とローヌ川をはさんで両岸に広がっている。屠畜場は通常湖畔もしくは川沿いに設置されていた。18世紀にはローヌ川の中州であるイールと呼ばれる地域に屠畜場と食肉の即売場が設置されていた。1814年にレマン湖畔にいったん移された屠畜場は、1850年にふたたびイールの西部へ移転したが、新しくできたものは以前のものよりかなり大規模なものであった。さらに1877年にはローヌ川沿いの、市街地からほど近い郊外のジョンクシオンに移された。また19世紀後半には郊外のカルージュにも小さな屠畜場が作られた。

18～19世紀を通してジュネーヴの屠畜の技術は周辺地域よりも優れていると考えられており、家畜の生産地で屠畜し皮や肉をジュネーヴまで運ぶよりも、屠畜の技術、価格、新鮮さなどの理由から生きたまま売却してジュネーヴで屠畜することが好まれていた。1812年と1913年のジュネーヴ市内(1913年に関してはジョンクシオン)で屠畜された家畜の数を比較すると、この1世紀の間に都市の人口が約2倍になったのに応じて屠畜された家畜の数も増加していたことがわかる。はじめに1812年の屠畜の数を見ると、子牛および羊といった重量の軽い家畜が多かったことがわかる。

ところで、ジュネーヴにおける食肉としての子牛と豚の以上のような需要状況、および、そ

13) 1893年2月18日のジュネーヴの市場においては60kg以上の子牛一頭0.9～1.0フランであり、豚は一頭1.08～1.12フランであった。体重は豚も60kg前後であったと考えられる。Le Cultivateur Savoyard, jeudi 23, 1893, in AEG (Archive d'Etat de Genève) 1986 va 9.76. 6., Coupures de presse concernant les zones franches. サヴォワの農民が購読する新聞にジュネーヴでの市場価格が第一に明記されていることはサヴォワの農民においてジュネーヴが主要な市場であったことを示している。

14) レマン湖沿いの小都市。カントン・ヴォーに属するがジュネーヴから近距離にある。

15) 林, 前掲書, 122 123ページ。

れをどの程度外国に依存していたかということについては、19世紀末～20世紀初頭に勃発したスイス・フランス関税戦争とそれに伴う家畜および食肉に対する関税引き上げに対するジュネーヴの食肉業者の反応を通してみる事ができる。次節ではこの点について検討する。

2. 1881年以降のスイスとフランスの関税と免税品

1870年代の不況局面を受けて、大陸ヨーロッパ各国は高関税政策に転換し始めたが、その最たるものといわれるフランスのメリーヌ関税導入とそれに対するスイスの報復関税により、1892年から1895年までスイスとフランスとの間で関税戦争がおこった。とくに高関税がかけられたのは工業製品であった¹⁶⁾が、その他の製品も無関係ではなかった。しかし、1881年にスイスとフランスとの間で一般関税率が定められた二国間協定においては、従来の地域的な関係を重視し、フリー・ゾーン産の特定の製品は免税とされることとなり、オート＝サヴォワのフリー・ゾーンからの免税品目が定められた。

その協定によると、免税で輸入できた品目は、以下のようなものであった。1,000ヘクトリットルまでのワイン（第一条）、燃料・建築材など（タン皮、燃料用木材、木炭、おが屑、建築用石材、タイル・レンガ、石灰、石膏）（第二条）、農産物（野菜、果実、ジャガイモ、穀物・菜種、フスマ、藁・干草、淡水魚、生きたままのもしくは屠殺された家禽、卵、牛乳、無塩バター）（第三条）。

また、第三条の補足として、これらの製品は「市場への（必需品）供給」という性格のものでなければならないこと、結果として「スイスへは売り手が直接輸送・運搬しなければならない」ことが指摘されている。また、「ジュネーヴの市場へ向けて供給される（上記第三条に記載されている）食料品はフリー・ゾーンから出ることに対していかなる禁止の対象にもならない」と、こうした輸入産品は、あくまでスイス全体ではなくジュネーヴ市場の需要に応えるものであることが述べられている。

その他、輸入品目について以下のようなことが決められた。1895年2月23日の法令により5kgまでの蜂蜜の免税輸入が認められた。19世紀半ばに同様に主要な輸出品であった皮革製品（半製品）は1/4の関税。牛、子牛、豚については当初通常通りの関税が課されたが、1908年4月14日の連邦内閣の決定により「ジュネーヴ市場に向けられたもの」のみ食肉用の牛最大2,000頭まで、労働用の牛最大450頭までそれぞれ1頭15フランの関税に制定。60kg以上の子牛最大20,000頭まで1頭7フランの関税、60kg以上の豚2,000頭まで1頭5フランの

16) スイスにおいて、フランス産の繊維製品（完成品）や工業機械に対しては10倍から20倍の関税がかけられていた。農産物に関しては多くて2倍程度の関税引き上げであった。Castelo, E., "French Protection and Swiss Retaliation," in *The Economic Journal*, vol. 3, No.11, 1893, Oxford, Blackwell Publishing, pp.540-553.

関税で輸入されることとなった。工業製品は免税品目に入らない。

上記のように、免税品の種類はかなり偏ったものであり、建築材の加工品を除けば、一次産品が中心であった。

3. 食肉に関する協定と食肉関連業者・当局の反応

上記のように、1881年にスイスとフランスの間で結ばれた二国間協定に基づく一般関税率においては、フランスからスイスに家畜が輸入される際の関税は、体重60kg以上の生きた子牛に対して1頭12フラン¹⁷⁾、豚に対しては1頭8フランであった。スイス製品に対する関税引き上げを決定した1892年1月11日のフランスの法律を受けて、スイス側では、1892年12月27日の連邦法令でフランスおよびフランス植民地産の製品約200品目に関する関税引き上げ（実施は翌1893年1月1日）が定められた¹⁸⁾。フランス産家畜に関する関税は60kg以上の生きた子牛¹⁹⁾には1頭20フラン、豚に対しては1頭12フランへと引き上げられた。

これに対して、1893年1月28日に、ジュネーヴ牛肉・羊肉販売業者協会による請願が連邦内閣閣僚に出された。そこでは「ジュネーヴとカルージュにおいて年間約17,500頭の子牛が屠畜されている。そのうちスイス産のものは500頭のみで、17,000頭が外国から輸入されている。子牛はジュネーヴで消費される食物のうち、もっとも需要があるものである（下線引用者）。」²⁰⁾と記され、60kg以上の子牛に対する関税は一般関税の1頭12フランに戻すよう要求された²¹⁾。販売業者の請願であるので子牛の重要性について誇張しがちであるということも考えられるが、この内容は、1893年の時点においてはジュネーヴ住民の食糧として、子牛が一定の重要性をもっていたことを示し、また、その供給元のほとんどが外国²²⁾であり、外国への依存度が高かったことを具体的に示している。

17) 1865年以降スイス、イタリア、フランス、ベルギーの4カ国は「ラテン通貨同盟」を結んでおり、スイスフランとフランスフランの通貨価値は全く同じである。ここでは単に「フラン」と記す。

18) この連邦法令には、ジェクス地方に関する特別条項があったが、オート＝サヴォワに対する特別条項はなかった。Histoire des Zones 1815 1929. Documents officiels, La Roche sur Foron, L. Chevallier, 1930, pp.96 98.

19) 本稿対象時期のスイスおよびフランスにおいて、子牛は一級品と二級品に分けられ、一級品が一頭60kg以上の太った子牛、二級品が一頭60kg未満の子牛であった。次項以降、スイスとフランスとの輸出入に関する記録などほとんどの史料においてこの体重による分類が使用されている。

20) Histoire des Zones 1815 1929. Documents officiels, La Roche sur Foron, L. Chevallier, 1930, pp.100 101. Pétition des bouchers de Genève, 28 janvier 1893.

21) また、同史料で「肉に対する輸入税は生きた牛にたいしてよりもずっと安いと、1893年から商人たちは国境の向こう側で屠畜するようになった。それらの地域での屠畜は不完全で衛生的な問題がある。」と屠畜の技術の問題に関しても指摘している。

22) 詳しくは次節で確認するが、この「外国」とは実際にはそのほとんどが北サヴォワであった。

また、1893年1月30日に豚肉販売業者協会も、関税引き上げに関して連邦内閣閣僚に対する請願をおこなった。その請願では、ジュネーヴやヌシャテルなどの国境都市の食肉用家畜に関する状況の理解が要請され、豚の関税を1881年の一般関税の1頭8フランとしてほしいということが要求された。その根拠としては次のように述べられている。「豚は現在労働者階級までもが消費する、牛よりもさらに重要な食糧となっている。(中略) 引き上げられた関税では豚は1頭12フランであるが、これは去勢された牛の1頭30フランと比べて圧倒的に不利である。体重から計算すると牛は1kg7.5サンチームであるのに対して、豚は1kg15サンチームとなるからである。」²³⁾ この請願からは、牛肉との対比で豚肉の重要性が指摘されていること、拡大した都市の民衆向け食糧として豚肉が位置づけられていることが確認される。しかし、牛・羊肉販売業者の請願の子牛に関する文章と比較すると、豚の供給が外国に依存していたことを示す直接的な表現が少ない。すでに述べたように豚は飼育が比較的容易でさまざまな地域から購入することが可能であったため、子牛のケースと比較すると特定地域に対する依存度は低かったのではないかと考えることができる。

つぎに、上記のような請願に対するジュネーヴ市当局およびスイス連邦政府の対応をみることによって、ジュネーヴ市およびスイス連邦政府がジュネーヴと北サヴォワおよびジェクスとの家畜取引に対してどのような考えをもっていたか、について検討する。

1893年の1月28日にジュネーヴ食肉(牛肉・羊肉)販売業者協会から連邦内閣閣僚に向けての請願があった。その内容は、「ジュネーヴおよびカルージュにおいて、年間約17,500頭の子牛が屠畜されている。その中でスイス産のものは500頭のみで、17,000頭が外国から輸入されている。子牛はジュネーヴで消費される食物のうち、もっとも需要があるものである。(中略) 肉に対する輸入税は生きた牛に対してよりもずっと安くなるため、1893年1月1日より、商人たちは国境の向こうで屠畜せざるを得なくなった。しかし、かの地域での屠畜は不十分な内容で、衛生的に問題がある」というものであった。そして、60kg以上の子牛の関税を一般関税率と同じ1頭12フランに戻すよう要求した。

また、1893年1月30日には豚肉販売業者協会も、連邦内閣閣僚に対して、次のような請願をおこなった。「関税引き上げに関して、ジュネーヴおよびヌシャテルなどの国境に存在する都市の、食肉用家畜の状況を考慮していただきたい。豚に対する完全が増加されたが、豚は、現在、労働者階級までもが消費する牛よりもさらに重要な食糧である。(中略) 増やされた関税では豚1頭12フランとなっているが、これは去勢された牛の1頭30フランと比べて圧倒的に不利である。重さで計算すると牛は1kg7.5サンチームであるのに対して、豚は1kg15サンチームとなるからである。したがって、豚の関税を1881年の一般関税と同じ1頭8フランとしてほしい」という内容であった。

23) Histoire des Zones 1815 1929. Documents officiels, La Roche sur Foron, L. Chevallier, 1930, pp.102 103.

両者に共通する部分は、国境の向こう側からの肉の輸入が重要であること、および、増税により大変被害を受けていること、いずれも1881年の一般関税に戻すことを要請していることである。また、子牛に関しては新鮮さを重視し屠畜の問題を重視しているのに対して、豚に関しては労働者の需要と安価さを保つことを重視しているという違いがある。

この二つの要請を受けて、ジュネーヴ市当局は、1893年1月31日にスイス連邦内閣に対して、ジュネーヴの現状を考えると、両者の請願はもっともであると思われるという手紙を送付した。さらに、「われわれの食糧を調達する地域はオート＝サヴォワおよびジェクスであり、1892年12月の連邦法令において、ジェクス地方については特別条項が存在するが、サヴォワについては何も触れられていない、ということ指摘し、これらの地域と関係が閉ざされてしまうことは我々の住民にとって深刻な結果をもたらすであろう」と述べた。

それに対しスイス連邦内閣はジュネーヴに対して、「不便であるのはジュネーヴとフリー・ゾーンに限られたものではない。この状況は不幸なことにスイス国家には責任のない政治経済的事情の結果である。スイス連邦内閣はフランスとの間のかつての良い関係を回復するよう努力する」と回答した。ただし、「ジェクスおよびオート＝サヴォワとジュネーヴとの特殊な事情については改めて考慮することを約束する」という内容が付け加えられていた。ジュネーヴの地方新聞である『トリビューン・ド・ジュネーヴ』は1893年2月10日の記事において、この内容を、一方では請願に対して否定的な回答をし増加された関税を維持するのに対し、他方でゾーンの新たな関係の構築を約束をしたという意味で、「二重の解決策 double solution」と評価した。

この「ゾーンとの関係の見直し」は1893年5月9日のスイス連邦内閣法令において、ジェクスおよびオート＝サヴォワとの貿易における一部の製品に関する、1892年12月の連邦内閣法令の内容の修正ということで実現された。「オート＝サヴォワのフリー・ゾーンとの家畜取引において、以下の数量内に限っては、1881年の一般関税率を適用する」ということが決定され、数量制限が表2のように定められた。さらに「このスイス連邦内閣法令においては、以上のすべての製品は県当局によってそれらが確かにオート＝サヴォワもしくはジェクス地方のフリー・ゾーンで生産されたという原産地証明書を伴わなければならない²⁴⁾、ということが定められていた。

この数量制限の数をみると、60kg以上の子牛の数量が大変多いことがわかる。数量制限に示された60kg以上の子牛と60kg未満の子牛の合計は13,000頭となり、この数字は、ジュネーヴの食肉（牛肉・羊肉）販売業者協会が請願のなかで記していたジュネーヴおよびカルージュでの屠畜数「年間17,500頭」の約74%を占めることになる。それに対して、豚の数量制限はそれほど多くはなかった。

24) Histoire des Zones 1815 1929. Documents officiels, La Roche sur Foron, L. Chevallier, 1930, pp.128 131.

表2 1893年5月のスイス連邦法令で定められた減税での家畜取引の数量制限およびオート=サヴォワのフリー・ゾーンからスイスへの1890-92年の取引の年平均(頭)

家畜の種類	数量制限	オート=サヴォワのフリー・ゾーンとの取引
去勢された雄牛	1,500	1,648
去勢されていない雄牛	100	172
牝牛	1,200	1,973
若い雄牛	200	426
1才までの子牛以外の若い牛	100	175
1才までの子牛(60kg以上)	10,000	11,733
1才までの子牛(60kg未満)	3,000	3,566
豚	4,000	7,196
羊	3,000	4,712
山羊	400	420

(出典) Histoire des Zones 1815-1929. Documents officiels, La Roche sur Foron, Le Chevallier, 1930, pp.104-105; AEG, 1986. Va.9.76.3 Trafic avec la zone franche de la Haute Savoie et avec le Pays de Gex, moyenne des années 1890-1892.より作成。

ところで、表1で確認した1913年のジュネーヴでの屠畜数と1890-1892年の取引量とを比較してみると、オート=サヴォワからの子牛の輸入量はジュネーヴでの屠畜数に非常に近いことがわかる。また、豚に関しても、1890-1892年の取引量はオート=サヴォワからの輸入量が比較的多く、ジュネーヴでの屠畜量と比較してもその60%以上の割合を示している。すなわち、豚肉に関しては、関税戦争以前はオート=サヴォワのフリー・ゾーンから調達がなされていたが、飼育が容易であることなどから他地域からの代替が容易であり、オート=サヴォワのフリー・ゾーンからの調達が必ずしもそのまま継続しなくてもよいと判断されたのではないかと考えられる。

こうした数量制限の数字はどのように定められたのであろうか。表2には、1890年から1892年までの3年間の取引の1年分の平均²⁵⁾が示されているが、ほとんどの家畜の数量制限の数字が取引量よりわずかに少ないだけの値になっていることが確認される。そのため、オート=サヴォワのフリー・ゾーンからの減税での輸入数量を決定する際には、他の地域への転売を防ぎ地域的な消費にとどめるために、それまでの取引量を参考としたのではないかと推測できる。ただし、豚に関しては、すでにみたようにそれまでの取引量と比較してもかなり少ない数字が定められていたことが改めて確認できる。

以上のように、都市ジュネーヴ内では確実に子牛・豚・羊などの食肉の需要があり、とくに子牛と豚に関しては外国産の家畜に対する需要は大きかったため、関税戦争と関税引き上げを

25) AEG, 1986. Va. 9.76.3 Trafic avec la zone franche de la Haute Savoie et avec le Pays de Gex, moyenne des années 1890 à 1892.

受けて業者による請願があったことがわかった。そうした請願に対する政府の対応も非常にすばやくおこなわれ、数量制限つきでの減税政策がおこなわれたが、その数量制限は、豚を除いては前年までの取引量に非常に近い数値であり、それはジュネーヴでほぼ消費されていた量であったと考えることができる。

4. 1890年から1892年の取引に関する考察

表3は、表2で示した1890年から1892年までのオート＝サヴォワのフリー・ゾーンとスイスの家畜取引の1年あたりの平均に加えて、ジェクスのフリー・ゾーン、フリー・ゾーン全体、およびフランス全体からのスイスへの家畜輸入量・額を示している。はじめに取引量をみると、全体的にジェクスよりオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからの取引が多いことがわかる。ジェクスから輸入される家畜は羊、豚が多く、牛に関してはオート＝サヴォワからの輸入がほとんどであった。また、どの地域からの輸入も1頭あたりの価格はほとんど同じであった。

つぎに、フランスからの家畜のスイスへの輸入全体においてオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからのものはどの程度の割合であるのかということを見てみると、全体的にオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからの家畜輸入はかなりのウェイトを占めていたことがわかる。なかでも子牛に関しては、60kg以上の子牛11,733頭がオート＝サヴォワのフリー・ゾーンから輸入されており、これはフランス全体からの輸入量12,130頭の97%にあたる(表3を参照)。同様に60kg未満の子牛に関しても、フランス全体からの輸入量の96%がオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからであり、両者ともフランスのその他の地域からはほとんど輸入されていなかったことがわかる。また、フリー・ゾーンからの免税および減税品は基本的にジュネーヴで消費される品目に限られていたこと²⁶⁾、およびこれまで見てきたようなジュネーヴでの食肉の需要の状況、数量制限が設けられた理由などを鑑みると、フリー・ゾーンからスイスに輸入された家畜のほとんどはジュネーヴで消費されていたと考えることができる。すなわち、子牛に関してはフランスからスイスへ輸入された子牛のほとんどがジュネーヴで消費され、スイスの他の地域にはほとんど運搬されなかったであろうことが推察できる。

第二に、1893年以降の実際の取引についてはどうであっただろうか。関税戦争中の1893-1895年に関しては、残念ながらフリー・ゾーンからの家畜の輸入量・額についての正確なデータは残っていない。ただし、すでに見てきたように、子牛に関しては、1890-1892年においてフランスからの輸入量の中でフリー・ゾーンからのものが97%、96%という割合を示していたことが

26) 免税品に関しては「ジュネーヴで消費される」ことが協定で定められている。Ferrero, Marius, *La France veut elle garder la Savoie? Une Province française sous l'neutralité helvétique. Genève, Gex & Savoie. Neutralité douanière, Les Zones franches, Annecy, Laval*, 1918, p.138. 家畜に関する数量制限も同様の考え方からなされたものであると考えることができる。

表3 1890-1892年の家畜取引の平均 (オート=サヴォワ, ジェクス, フリー・ゾーン全体, フランス全体)

家畜の種類	オート=サヴォワ			ジェクス			フリー=ゾーン合計			フランス全体		
	一頭あたりの価格	頭数	総取引額	一頭あたりの価格	頭数	総取引額	一頭あたりの価格	頭数	総取引額	一頭あたりの価格	頭数	総取引額
去勢された雄牛	552	1,648	909,696	552	770	425,040	552	2,418	1,334,736	552	11,475	6,334,200
去勢されていない雄牛	389	172	66,908	389	74	28,786	389	246	95,694	389	358	139,262
牝牛	344	1,973	678,712	344	502	172,688	344	2,475	851,400	344	3,015	1,037,160
若い雄牛	341	426	145,266	341	77	26,257	341	503	171,523	341	2,726	929,566
1才までの子牛以外の若い牛	194	175	33,950	194	73	14,162	194	248	48,112	194	558	108,252
1才までの子牛 (60kg以上)	97	11,733	1,138,101	97	88	8,536	97	11,821	1,146,637	97	12,130	1,176,610
1才までの子牛 (60kg未満)	51	3,566	181,888	51	92	4,692	51	3,658	186,580	51	3,720	189,720
豚	85	7,196	611,735	74	1,379	102,421	74	8,575	714,156	84	33,518	2,815,512
羊	35	4,712	164,920	35	3,222	112,770	35	7,934	277,690	35	8,808	308,280
山羊	27	420	11,340	27	172	4,644	27	592	15,984	27	6,773	182,871
合計		32,021	3,942,516		6,449	899,996		38,470	4,842,512		83,081	13,221,433

(出典) AEG (Archive d'Etat de Geneve), 1886. Va 9.76.3 Traffic avec la zone franche de la Haute Savoie et avec le Pays de Gex, moyenne des annees 1890 a 1892. より作成。

(注) 価格の単位はフランである。

ら、フランスからスイスへのフリー・ゾーン以外の地域からの家畜に関する関税が引き上げられた時期においても、新たにフランスの他地域がスイス市場に参入することはほとんどなかったであろうと推察でき、それ故に1893年から1895年のフランスからスイスへの子牛の輸入量を検討することによって、ある程度の傾向を把握することができると考えられる。スイス連邦関税局の統計²⁷⁾によると、60kg 以上の子牛は1893年には9,538頭、1894年には9,415頭、1895年には9,334頭がフランスからスイスに輸入されていた。1893年に定められた免税での数量制限が10,000頭であるため、だいたいそれよりわずかに少ない9,000頭強の範囲内で徐々に減少してはいたが、ある程度の数を維持していたことがわかる。また、60kg 未満の子牛の輸入は1893年には2,936頭、1894年には2,721頭、1895年には2,458頭であり、60kg 以上の子牛と同様の傾向で推移している。1890年から1892年の平均値では60kg 以上の子牛は11,733頭で、60kg 未満の子牛は3,566頭と数量制限より若干多い数値であったが、このことから、スイス フランス 関税戦争とそれに伴う家畜に対する増税が実際の取引に影響をおよぼしたことが推察できる。しかし、その一方で、減少はそれほど大幅なものではなく、依然としてかなりの量の子牛がオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからスイス、実質的にはジュネーヴへと供給されていたということができる。

以上のように、実際の取引量から考えても、スイス（ジュネーヴ）に対する北サヴォワからの家畜輸出においては子牛が非常に重要な役割を果たしていたことがわかる。一方、豚については、残念ながら1893年以降の北サヴォワのフリー・ゾーンからの輸入の実態が不明であるが、1890年から92年に関してはジェクスやフランスのその他の地域からの輸入も多かったことがわかる。また、子牛の輸入量から類推して数量制限を大きく超える輸入はほとんどなかったのではないかと考えると、1893年以降は北サヴォワからジュネーヴへの豚の供給は激減したのではないかと推測される²⁸⁾。

このようなジュネーヴにおける家畜の需要と取引の状況は、供給地の牧畜の状況と無関係ではあり得ない。特に北サヴォワからの供給の割合が高かった子牛に関しては、北サヴォワにおける飼育状況がいかなるものであったかを検討する必要がある。従って、次節では、北サヴォワにおける牧畜、とりわけ牛の飼育の状況を中心に、供給地における経済的背景とジュネーヴとの取引がもたらした影響について検討する。

19世紀の北サヴォワにおける牧畜の状況については、地域全体に関する市町村ごとのまとめ

27) Statistik des Warenverkehrs der Schweiz mit den Ausland/Statistique du commerce de la Suisse avec l'étranger, Edig. Zolldepartement/le Département fédéral des douanes, Bümpliz, Benteli A. G.

28) 豚に関しては関税戦争当時の正確な取引量が不明であるが、1896年のオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからスイスへの60kg 以上の豚の供給量は4,212頭であった。AEG 1986 va. 9.76. 1. Message du Conseil fédéral à l'Assemblée fédérale concernant l'importation des zones franches de la Haute Savoie et de Gex du 14 avril 1908.

った統計はオート＝サヴォワ県および各市町村の文書館や農業関係の資料室に保存されておらず、20世紀にならないと詳細なデータを参照することはできないとされていた。しかしオート＝サヴォワ県文書館に保存されているフリー・ゾーン関連統計の中には、1893年5月23日のオート＝サヴォワ県庁によるフリー・ゾーン内各市町村の家畜に対するアンケート²⁹⁾が存在する。アンケートは各市町村長に対してなされ、その内容は、1893年5月9日のスイス連邦内閣法令によって数量制限つきで減税でのスイスへの輸入が認められた10種類の家畜それぞれは市町村内で何頭飼育されていたか、および、スイスへ輸出するための証書を何枚希望するか、というものであった。この調査により、飼育されていた家畜の実数と、そのうち最大限どのくらいの割合でスイスへ輸出することが可能であったかということが明らかとなる。すでに述べたように、「スイスへの輸出」といっても実態は都市ジュネーヴの住民が消費するためのものであった。アンケートへの回答は5月末に各市町村からアヌシーのオート＝サヴォワ県庁に返送された。次節ではこの一次史料の分析を通じて、オート＝サヴォワの牧畜の実態とジュネーヴとの関係について検討を加える。

5. 1893年のアンケートによる家畜数と証書数の特徴

表4～表6は、前節で述べたオート＝サヴォワ県のフリー・ゾーン内における3つの郡³⁰⁾ごとの、10種類の家畜の頭数とスイスへ輸出するために要求された証書の数を示しており、また、郡が保有する頭数に対する証書の数の割合を%で示している。要求された証書の数をすべて合計すると、1893年のスイス連邦法令によって定められた数量制限を大幅に超えてしまう。また子牛に関しては、1893年にフランスからスイスへ輸出された子牛の数をもはるかに超えてしまう。したがって、この数値は実際に輸出された数にはならないが、少なくとも各市町村長がどれだけの数をスイスへ輸出してもよいと考えていたかということを示していると考えられる。

はじめに、表4～表6にみられるそれぞれの郡の家畜数について検討したい。オート＝サヴォワ県は県全体で盛んに牧畜が行われていたため、どの郡も比較的似たような家畜の構成にな

29) ADHS (Archive Départemental de Haute Savoie) 5P35, Zone franchises, dossier n°2, 1860 1893, statistiques.

30) サルデーニャ王国時代には、北サヴォワはジュヌヴォワ、シャブレ、フォシニーという3つの地域が存在した。北サヴォワがフランスのオート＝サヴォワ県となってから当該領域は、それぞれ旧地域の代表的な都市の名前を受けてジュヌヴォワ地域がサン＝ジュリアン、アヌシーの2つの郡に、シャブレ地域はトノン郡、フォシニー地域はボヌヴィル郡となり、4つの郡に区分された。アヌシー郡の一部は関税フリー・ゾーンに含まれず、サン＝ジュリアン郡の一部の市町村もゾーン外となっていた。サン＝ジュリアン郡はそのほとんどが1815年に成立したサルデーニャ・ゾーンに含まれ、基本的にはジュネーヴの郊外としての性質をもつ。トノン郡はレマン湖半とその東側にある高地で形成され、低地では穀物やブドウの栽培、耕地では果樹栽培や牧畜がおこなわれていた。ボヌヴィル郡はシャモニなどの高山地帯を含み山岳地帯が多かったが、一部の地域では時計部品の農村工業が発達した。

表4 サン＝ジュリアン郡（ジュヌヴォワ）における家畜の数と証書の数

家畜の種類	郡に存在する数（頭）	証書要求数	割合（％）
去勢された雄牛	2,458	1,465	60
去勢されていない雄牛	697	355	51
牝牛	14,370	4,789	33
若い雄牛	2,828	1,270	45
1才までの子牛以外の若い家畜	1,976	917	46
1才までの子牛（60kg以上）	9,122	7,362	81
1才までの子牛（60kg未満）	2,965	1,899	64
豚（60kg以上）	5,273	3,900	74
羊	7,175	3,531	49
山羊	4,686	1,527	33

（注1）ゾーン外：アロンジエ，シリー，セルシエ，クレルモン，デザンジー，ロワジー，メントネ，セイセル

（注2）部分的にゾーン：フランジー，マルテ

（出典）ADHS, 5 P35, Zone franchises, dossier n 2, 1860 1893, statistiques. より作成。

表5 トノン郡（シャブレ）における家畜の数と証書の数

家畜の種類	郡に存在する数（頭）	証書要求数	割合（％）
去勢された雄牛	2,173	1,144	53
去勢されていない雄牛	965	336	35
牝牛	15,200	4,428	29
若い雄牛	5,566	1,673	30
1才までの子牛以外の若い家畜	3,453	908	26
1才までの子牛（60kg以上）	5,633	4,092	73
1才までの子牛（60kg未満）	5,068	2,124	42
豚（60kg以上）	7,579	2,871	38
羊	6,289	2,645	42
山羊	8,142	1,465	18

（出典）ADHS, 5 P35, Zone franchises, dossier n 2, 1860 1893, statistiques. より作成。

っている。特徴的なのは牝牛の数の多さである。「去勢された雄牛」「去勢されていない雄牛」「若い雄牛」の3つのカテゴリーを合計して「雄牛」として示す³¹⁾と、サン＝ジュリアン郡で

31) スイス連邦法令の数量制限のカテゴリーにおいても、オート＝サヴォワ県のアンケートのカテゴリーにおいても、牛のカテゴリーにおいて年齢を区別するさいに「歯が生え替わっている」かどうかということが問題となっている。すなわち「牝牛」といった場合は「歯が生え替わるまで成長した牝牛」を指している。同様に雄牛に関しては「去勢された雄牛」「去勢されていない雄牛」「若い雄牛」が

表6 ポヌヴィル郡（フォシニー）における家畜の数と証書の数

家畜の種類	郡に存在する数（頭）	証書要求数	割合（％）
去勢された雄牛	416	178	43
去勢されていない雄牛	383	138	36
牝牛	19,202	3,929	20
若い雄牛	4,853	1,398	29
1才までの子牛以外の若い家畜	2,536	1,036	41
1才までの子牛（60kg以上）	9,569	7,178	75
1才までの子牛（60kg未満）	4,975	2,936	59
豚（60kg以上）	5,456	2,303	42
羊	10,326	5,347	52
山羊	5,470	938	17

（出典）ADHS, 5 P35, Zone franchises, dossier n 2, 1860 1893, statistiques. より作成。

は牝牛14,370頭に対して雄牛は5,652頭、トノン郡では牝牛15,200頭に対して雄牛8,704頭、ポヌヴィル郡では牝牛19,202頭に対して雄牛5,983頭となり、いずれの郡でも牝牛の数が圧倒的に多いことがわかる。もちろん牛乳・乳製品製造のために役に立つ牝牛と比較すると、雄牛は耕作や運搬の動力として用いるか、もしくは食肉とするしかなかった。この地域で飼育されていた牛の種類はほとんどがアボンダンス種といわれる乳牛で、食肉用に飼育された種類ではなかった³²⁾が、すでに食肉として屠畜されてしまったか他地域に売られてしまったかにより雄牛の数が少なくなっていたことがわかる³³⁾。こうした牝牛の数の優越は、これらの地域の牧畜が酪農を中心とするものであったことを裏付ける。3つの郡を比較すると、トノン郡では比較的牝牛に対する雄牛の数が多く、ポヌヴィル郡においては逆に牝牛に対する雄牛の数が少ない。トノン郡でもその東部は高地であったが、ポヌヴィル郡は北サヴォワの中でも特に大きく険しい山岳地帯の谷沿いに存在していた村が多く、穀物栽培地も少ないため、耕作用・運搬用の雄牛はあまり必要とせず、また乳を出さない雄牛を多く飼う余裕がなかったと考えられる。また、豚、羊、山羊など牛以外の家畜の数は牛と比較するといずれの郡でもそれほど多くはない。このことはオート＝サヴォワの牧畜が基本的に牛の酪農を中心としており、豚、羊、山羊などは副次的なものであったことを示している³⁴⁾。

「歯が生え替わるまで成長した雄牛」であるので、年齢的に牝牛と比較しうる対象となるのである。

32) Guichonnet, Paul (éd.), *Nouvelle Histoire de la Savoie*, Toulouse, Privat, 1996, p.302.

33) ジュネーヴ市内では家畜の飼育はほとんど不可能であったし、郊外での家畜の飼育も労役用のわずかな牛を除いては不完全なものであったため、そのほとんどが子牛のうちに食肉にされたと考えられる。Wuarin, *Op. cit.*, pp.370 372.

34) 正確な統計は不明であったが、18世紀にはより多くの羊、山羊が飼われていたが、19世紀後半の酪農の発達により山羊、羊、豚などの家畜は基本的には酪農をおこなう農民たちが食用として自ら利用

つぎにスイスへ輸出するために要求された証書の数と郡に存在する家畜の数とを比較し、その割合について検討してみると、次のようなことがいえると考えられる。牝牛に関してはサン＝ジュリアン郡で33%、トノン郡で29%、ポヌヴィル郡では20%とどの郡においても、各郡が保有する頭数に対して要求された証書の割合が比較的低い。特にポヌヴィル郡で割合が低いことは、同郡では実際に存在した牝牛の数や雄牛に対する牝牛の数が多かったことなどから、酪農への傾斜の度合いが高かったことがわかるが、牝牛のスイスへの供給が少なかったのはそうした酪農の維持のためであったことが推測できる。雄牛に関してはいずれの郡でも牝牛より割合が高くなっている。さらに、60kg以上の子牛の数に対して要求された証書の割合がいずれの郡でも非常に高いことがわかる。このことは、ジュネーヴ側の需要状況や取引の実態と符合する。すでにみたような地域に存在する雄牛と牝牛の数の比較などを合わせて考えると、雄牛は酪農中心の地域においてそれほど必要としていなかったため、子牛のうちに食肉用として売却していたのではなかったかと考えられる³⁵⁾。酪農用に飼育していた牛の数が多かったため、子牛の地域内部での十分な飼育・使用・消費が追いつかず、もっとも近くの人口集中地域であったジュネーヴへ子牛を供給するシステムができていたのではないだろうか。以上のような背景から、ジュネーヴの側における考察でみたように、ジュネーヴ輸入された子牛のほとんどがオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからのものであったのではないかと考えられる。サン＝ジュリアン郡のシャヴァナという村においては、「母親の乳を飲んでいた質のよい子牛がジュネーヴへ定期的に売られていた」³⁶⁾ことが確認されている。

豚に関しては、サン＝ジュリアン郡における証書の数・割合が大きい。ジュネーヴの近郊として発達しつつあり、低地であったサン＝ジュリアン郡では豚の飼育が比較的多くおこなわれ、そしてジュネーヴへ容易に運搬できたという事情などからこのような結果になったと考えられる。

1893年のアンケートの結果が示すオート＝サヴォワ県のフリー・ゾーン地域の牧畜の状況、そして証書の数を通してみるジュネーヴとの結びつきについては、以上のような特徴があったことがあきらかになった。次節では、ジュネーヴとの距離、交通路などの要素が証書の数を通してみられるジュネーヴとの結びつきにどのような影響を及ぼしていたかを検討する。

するにとどまるようになったという。Guichonnet, *Op. cit.*, p.302.

35) オート＝サヴォワ県のアンケートにおいては子牛の性別は一切記されていない。しかし第一次大戦時にサヴォワからスイスへの食肉の供給が問題視された際の史料に、「オート＝サヴォワのフリー・ゾーンからスイスへの雄の(下線引用者)子牛の輸送について」という題目での記述があるため、雄の子牛の取引が主だったのではないかと類推することができる。ADHS, 5p37, dossier n, 4713, Prohibitions de sortie zone franches, 1914.

36) Germain, Michel, Herbrard, Jean Louis, et Jond, Gilbert, *Dictionnaire des communes de Haute Savoie*, Lyon, Horvath, 1996, pp.224 225.

6. ジュネーヴとの直線距離，交通路からの考察

表7は、ジュネーヴ市からの直線距離（ジュネーヴを中心とした同心円内）10km以内の市町村，10～20kmの市町村，20～40kmの市町村，40km以上の市町村に分類し，それぞれのグループごとの家畜数に対する証書の数の割合を示している。全体的に見て，やはりジュネーヴからの距離が近ければ近いほど証書の数は多くなり，割合も高くなっている。品目別にみると，やはり牝牛は近隣のほうが証書の割合が高く，距離が遠くなるとともに低くなっていく。雄牛（去勢された雄牛，去勢されていない雄牛，若い雄牛）もやはり距離が離れると割合は減少していく。乳歯の若い牛も距離が離れると割合は低下していくが，その低下の度合いは成牛より遙かに少ない。さらに子牛に関しては，60kg以上であっても以下であっても，距離が変わってもそれほど割合が低下しておらず，ほとんど変わらない比率を保っていることがわかる。このことはやはり，酪農地域に生まれた雄の子牛の供給先として，距離にかかわらずジュネーヴが考えられていたことを示すものではないだろうか。それに対して，距離が離れるごとに証書の割合の低下がもっとも激しい品目は豚であった。この点も前節の分析と一致する。ジュネーヴにおいて人口増加とともに需要が拡大した豚に関して，オート＝サヴォワから調達された部分のごく一部であったが，オート＝サヴォワの内部ではジュネーヴのごく近隣地域においてのみ，地域内で存在した豚の多くをジュネーヴへ供給していたのである。

次に，子牛以外のほとんどすべての家畜にとっては基本的にジュネーヴからの距離が強く影響をおよぼす要素であることがわかったため，ジュネーヴからの直線距離が同じ20～40kmの市町村を対象として，ジュネーヴからの交通路があるかどうか，および土地の高低差の有無について検討した³⁷⁾。家畜の移動は陸路でおこなわれたが，おもな交通路は湖およびアルヴ川という水路に沿ってあった街道であった。オート＝サヴォワ県の鉄道は1880年にレマン湖沿いのコロンジュ トノン間，アヌマス ベルギャルド間，1885年にアヌマス ラ・ロシュ間，1888年にアヌマス ジュネーヴ（オー＝ヴィヴ駅³⁸⁾）間，1890年にラ・ロシュ クリューズ間（1901年にシャモニまで延長）などに敷設されたが，南北の移動はベルギャルドを通じて低地の西部のごく一部にとどまった。また，レマン湖沿いのコロンジュ トノン，アルヴ川沿いとほぼ重なるラ・ロシュ クリューズ間など，東西交通においては従来の街道とあまりかわらない場所に鉄道が引かれた³⁹⁾。

37) ジュネーヴからの直線距離が20～40kmの市町村を選んだのは，ジュネーヴからある程度離れた地域の方が交通路や高低差の問題に関して差がやすいのではないかと考えたためである。

38) ジュネーヴの中央駅（コルナヴァン駅）とは異なる，ジュネーヴ郊外にある駅。現在でもサヴォワ方面への路線はこの駅から出発する。

39) Guichonnet, *Op. cit.*, pp.301-303.

表7 ジュネーヴからの直線距離ごとの家畜の数と証書の数

ジュネーヴからの距離 家畜/数の種類	10km 以内			10km ~ 20km			20km ~ 40km			40km 以上		
	家畜の 数(頭)	証書 の数	%	家畜の 数(頭)	証書 の数	%	家畜の 数(頭)	証書 の数	%	家畜の 数(頭)	証書 の数	%
去勢された雄牛	192	115	60	1,542	960	62	1,395	669	48	353	166	47
去勢されていない雄牛	44	31	70	406	167	41	691	230	33	288	103	36
牝牛	1,384	642	46	10,304	3,027	29	12,417	3,424	28	11,343	2,309	20
若い雄牛 (永久歯)	345	220	64	1,983	731	37	3,488	1,164	33	4,117	1,068	26
若い牛 (乳歯, 1歳以下を除く)	136	64	47	1,241	425	34	2,108	704	33	2,257	675	30
1才までの子牛 (60kg以上)	806	614	76	6,835	5,270	77	5,506	3,739	68	3,812	2,836	74
1才までの子牛 (60kg未満)	377	297	79	2,161	1,569	73	3,082	1,662	54	4,134	1,389	34
豚 (60kg以上)	487	353	72	4,637	3,057	66	4,644	2,187	47	3,665	955	26
羊	624	319	51	4,843	2,386	49	4,597	1,967	43	7,023	2,883	41
山羊	660	356	54	2,952	665	23	4,673	1,065	23	5,594	787	14
合計	5,055	3,011	60	36,904	18,257	49	42,601	16,811	39	42,586	13,171	31

(出典) ADHS (Archives départementales de Haute Savoie) 5 P35, Zone franches, dossier n 2, 1860 1893, statistiques.より作成。

表8は、ジュネーヴからの直線距離が20～40kmの市町村を、北側のトノン郡に関してはレマン湖沿いに存在する郡とそうでない郡、東のボヌヴィル郡はアルヴ川沿いにある郡とそうでない郡、そしてジュネーヴから南側の低地のサン＝ジュリアン郡と、5つのグループに分け、それぞれ家畜の数と証書の数、証書の家畜の数に対する割合を集計して比較している。はじめにトノン郡のレマン湖沿いとレマン湖沿い以外の地域のそれぞれの証書の割合を比較すると、あきらかにどの家畜に関してもレマン湖沿いの市町村のほうが高い割合を示していることがわかる。レマン湖沿いの街道は平坦で移動しやすかったのに対して、トノン郡の南東部は山がちな地域であったため、街道の問題および高低差の問題の双方が作用し、地図上の直線距離とは異なる影響をおよぼしていたことがわかる。

つぎにボヌヴィル郡のアルヴ川沿いとそれ以外の地域の比較であるが、証書の割合をみると、こちらはほとんど差がないことがわかる。ボヌヴィル郡の東半分はジュネーヴからは距離が離れているが南に高い山があり、アルヴ川を通じてジュネーヴと経済的につながりしかなかったという地理的条件があった。鉄道が敷設されても基本的に西側へ行く線のみであったため、アヌシーやリヨンなどの南側の都市にはいったんジュネーヴ近郊のアヌマスまでいかなければならなかった。ボヌヴィル郡の東側のいずれの市町村も、このアルヴ川を通過しての東西の交通路を利用しなければならなかった。レマン湖の場合と異なり、いずれの場合もかなりの高低差がある道を運搬しなければならなかった。この地域は高い山に囲まれており、集落がそもそも谷や川沿いにしか存在し得なかった。地図上でアルヴ川から離れているように見える場所も、支流や川を通じてつながっていた場合が多かったため、ほとんど結果に差が生じなかったのではないかと考えられる。

最後にサン＝ジュリアン郡はジュネーヴの南側であり、高低差のほとんどない低地での移動である。しかしその割にはトノン郡のレマン湖沿いと比較して、それほど大きな証書の割合を示していない。サン＝ジュリアン郡においてはジュネーヴにより近い、ジュネーヴからの距離が20km以内の地域においてよりジュネーヴとのつながりが強く、南側についてはそれほどつながりが強くなかった可能性が高い。また、サン＝ジュリアン郡の南は低地であるため、南側のオート＝サヴォワ県の県庁所在地アヌシーの影響圏と重なり、ジュネーヴの影響力は相対的に弱かったことも考えられる。

以上のように、すべての家畜に関して一般的にみると、この時点では基本的に距離というファクターがまだ非常に重要であり、移動しやすいかどうかということもやはり重要であった。しかしジュネーヴとの関係において非常に重要であった子牛に関してだけみると、ジュネーヴとの距離にかかわらずゾーン内全体でスイスへ売る際に必要な証書を要求する割合が高く、距離以外の要素が関係していたように思われる。すでに牝牛と雄牛の数の比較においてみてきたように、いずれの地域においても牝牛を使用した酪農が当時の地域産業の中心であり、こうした酪農の発達が発達が雄の子牛の売却に大きな影響をおよぼしていたと考えられる。

表8 ジュネーヴからの直線距離20km～40kmの市町村における、交通路（レマン湖沿い・アルヴ川沿い）別の家畜の数と証書の数

交通路 家畜/数の種類	レマン湖沿い (トノン郡)		レマン湖沿い以外の トノン郡		アルヴ川沿い (ボヌヴィル郡)		アルヴ川沿い以外の ボヌヴィル郡		サン=ジュリアン郡	
	家畜の 数(頭)	%	家畜の 数(頭)	%	家畜の 数(頭)	%	家畜の 数(頭)	%	家畜の 数(頭)	%
去勢された雄牛	728	375	314	104	33	67	4	18	317	53
去勢されていない雄牛	115	68	424	80	19	50	11	26	80	56
牝牛	1,633	813	4,592	690	15	26	485	756	1,558	44
若い雄牛(永久歯)	453	245	1,748	381	22	43	175	257	251	42
若い牛(乳歯, 1歳以下を除く)	244	166	1,185	263	22	36	60	58	295	53
1才までの子牛(60kg以上)	384	306	2,319	1,469	63	78	670	862	643	67
1才までの子牛(60kg未満)	213	112	993	415	42	51	199	698	546	44
豚(60kg以上)	1,137	764	1,749	568	32	44	240	402	338	63
羊	817	493	1,490	485	33	51	318	350	842	38
山羊	532	296	2,156	299	14	25	135	122	585	36
合計	6,256	3,638	16,970	4,754	28	42	2,297	3,549	5,455	47

(出典) ADHS (Archives d?partementales de Haute Savoie) 5 P35, Zone franchises, dossier n 2, 1860 1893, statistiques, により作成。

7. 北サヴォワにおける牧畜の状況と家畜供給

はじめに、オート＝サヴォワ県全体の人口について確認すると、1881年の274,087人から1911年の255,137人まで人口が減少した⁴⁰⁾。1911年の人口は1881年の人口の約93%にあたる。ただし、都市部での人口は拡大していたので、農村部での人口はより激しいものであった。

上記のように、オート＝サヴォワ県のいくつかの都市においては人口拡大がみられた。風光明媚で観光産業が勃興しつつあった県庁所在地のアヌシーでは1891年の11,947人から1911年の15,622人まで人口が拡大した。また、すでに述べたようにジュネーヴへの通勤圏でベッド・タウン化が進行しつつあったサン＝ジュリアン郡のアヌマスでは1881年の1,521人から1911年の3,334人へと人口は約2倍になった。また、レマン湖沿いにあるトノン郡の首邑トノンでは1860年の4,825人から1910年の7,323人へと人口が増加した⁴¹⁾。

その一方で、酪農などを中心としていた山岳地帯の諸都市は、19世紀半ばから末にかけて人口は減少した。多くの市町村において「人口のピーク」は1848年もしくは1858年であった⁴²⁾。また、かなりの市町村において20世紀初頭までにその人口はピーク時と比較してその約8割から6割にまで減少した⁴³⁾。具体的にみると、確認が取れた82の市町村のうち、19世紀半ばから20世紀初頭にかけて人口が増加した市町村はわずか4つであった⁴⁴⁾。20世紀初頭には19世紀半ばの人口の90～99%になった市町村が7つ、80～89%となった市町村が18、70～79%となった市町村が24、60～69%となった市町村が19あり、59%以下となった市町村も10存在した。

おわりに

都市ジュネーヴとその周辺農村・農産物供給地であった北サヴォワとの関係は中世以来存在した伝統的なものであった⁴⁵⁾。19世紀の国民国家成立・確立を受けて両者はそれぞれ別の領域国家に属することとなったが、両者の関係は簡単には消滅することはなく、「関税フリー・ソ

40) Palluel Guillard, Sorrel, Ratti, Fleury, et Loup, *La Savoie de la Révolution à nos jours*, p. 259.

41) Germain, et Jond, *Op. cit.*, pp.26, 60, 436.

42) ちなみにピーク時の人口の規模は、確認できた130の市町村のうち、500人以下の市町村が20、500～1,000人の市町村が61、1,000～1,500人の市町村が26、1,500～2,000人の市町村が16、2,000人以上の市町村が7であった。すなわち住民がピーク時でも1,000に満たない小規模の市町村が多かった。Germain, et Jond, *Op.cit.*

43) *Ibid.*

44) 人口拡大したいずれの市町村も都市部のような大規模な拡大ではなく2倍に満たない人口拡大であった。

45) アンシャン・レジーム期のジュネーヴと北サヴォワのイメージは、都市共和国のジュネーヴとその

ーン」という特殊な制度を通じて維持されていた。

本稿ではおもに19世紀末におけるジュネーヴの家畜需要と供給側の北サヴォワの牧畜の状況とから両者の関係について検討してきた。19世紀を通しての都市ジュネーヴの人口拡大を受けて家畜の需要は拡大した。食肉の消費においてはやや贅沢品で上層向けの子牛と下層向けの豚という、ある種の棲み分けが存在した。また、豚は飼育が容易であることから輸入する地域についてはそれほどこだわりがなかったのに対し、子牛に対してはジュネーヴでの需要の大部分がオート＝サヴォワのフリー・ゾーンからの輸入であり続けたことがわかった。1892年以降のスイス・フランス関税戦争時においても、オート＝サヴォワ産の子牛のジュネーヴへの供給は一定量維持された。需要側のジュネーヴにおいては、国境を越えたフランス側の地域に対する食肉供給地としての依存が継続しており、とりわけ子牛に関して北サヴォワとの関係が強かった。

こうしたオート＝サヴォワからジュネーヴへの子牛の供給の背景には、当該地域における牧畜、なかでも酪農への特化という現象が存在した。1893年のアンケート結果においては、オート＝サヴォワ県のフリー・ゾーン地域のほとんどで牝牛の数が圧倒的に雄牛の数より多かった。スイスへの家畜輸出の意図においては、家畜全体に関してはジュネーヴに距離が近く、高低差の少ない地域が輸出希望の証書の数の割合が高かったが、子牛に関してはそのような距離や交通路の差にかかわらずほとんどすべての地域において、スイス、とりわけジュネーヴへ供給したいという意向が強かった。

その後第一次大戦を経て、オート＝サヴォワ県の大部分を占める「大ゾーン」は廃止されることとなり、ジュネーヴのごく近隣の地域を除けばサヴォワ地方はフランスの他地域との関係を強めていくことになる。本稿対象時期は、国民国家の成立・ジュネーヴの都市化といった19世紀に特有の政治的社会的変化の中で、従来の地域的な関係がどのように変化してきたかを検討しつつ、可能な限り具体的にジュネーヴ側の需要およびサヴォワ側の供給状況を具体的にみてきた。1892年の関税戦争を経ても、ローカルな取引自体は人口増加を受けたわずかな変化しか見いだされず、淡々と続いてきたように思われる。19世紀後半の国民国家の制度的な成立から、第一次大戦を経ての経済的な大きな変化の狭間のこの10数年における需要側と供給側の状況、取引の実態をできるかぎり詳細に知る一助となれば幸いである。

周辺農村のサヴォワというものであった。19世紀の国民国家を経たのち、国境地域に関税フリー・ゾーンが成立・展開していく課程においてもこのイメージが提示されることになった。